【資料紹介】

鷹見保具『雨粟記』

水嶋彩乃

神戸市立博物館所蔵の「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」に含まれる、『雨粟記』を紹介する。『雨粟記』は、兵庫浜本陣絵屋の鷹見家当主、鷹見保具（謙斎）によって著された随筆で、歌道、茶道にまつわる事柄の他、著名人の言行、奇談、各種教養的な事項を集成する。

神戸市立博物館所蔵の「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」の中に、「雨粟記」と外題のついた冊子がある。

「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」については、『神戸市立博物館館蔵品目録』考古・歴史の部二七（以下『目録』と表記、神戸市立博物館、二〇一一）に解題があり、[一]『神戸市文献史料』二八（以下『文献』と表記、神戸市教育委員会文化財課、二〇一五）に一部文書が翻刻されている。

『雨粟記』は、序文及び二丁表の記載より、作者が鷹見保具（謙斎）であることがわかる。鷹見家とは、兵庫津の浜本陣（特定大名の御用を務める問屋・船宿）を勤めた家である。保具（宝永七年〔一七一〇〕―天明四年〔一七八四〕）は鷹見家の七代目当主で、[二]文化面では冷泉為村を和歌の師とし、為村の歌集『冷泉為村卿和歌』（宮内庁書陵部蔵、函架番号一五〇・三五七）作成に関わったことで知られる。[三]

『雨粟記』は、歌道、茶道にまつわる事柄の他、著名人の言行、奇談、各種教養的な事項を集成した随筆である。先行する随筆類からの採録記事と、新規採録と思われる記事が入り混じった構成をとる。他書から採録した記事の大部分には、採録元の書名を付している。

前者については、宝暦六年（一七五六）刊行の新井白蛾『牛馬問』など、保具と同時代の随筆を利用している。後者については、延宝八年（一六八〇）に和田明神の正体（蛇）が現れた記事（五十七丁表）などがあり、典拠である「南惣会所古記」[四]のような地元の資料や、地元の伝聞に拠って作成されたと考えられる。

作中、年代が判明する記事で最も後年のものは「天明四」年（一七八四）

四月に餓死した人物の辞世であるが、保具は当年の閏正月に死去している。[五] 本記事について、他記事と比較して筆跡に明らかな異同はないが、後人による加筆の可能性を含め、成立時期については課題が残る。ただし、本書は鷹見家に伝来したものであり、加筆者についても保具周辺の人物である可能性が高いといえよう。

書名は、「昔者蒼頡作」書、而天雨」粟」（『淮南子』八　本経訓）[六] に由来すると考えられる。中国の伝説上の人物、蒼頡が文字を作った時に、天が穀物の雨を降らせたという故事である。縦二二・八センチ×横一六・八センチ、袋綴、六十一丁（うち墨付き五十九丁）で、遊紙が表紙の後と末尾に一紙ずつあり、末尾遊紙に「鷹」字が記入されている。

本書の紹介により、近世の兵庫津という地域社会の中に生きた人々の読書状況や思考、文化的営為の一端を明らかにできればと考えている。また、近世随筆の読者層という問題に対しても、出身が明らかな読者の一例を提供したい。

◎凡例

・一部固有名詞等を除き、通行の字体に改めた。

・丁替り箇所を」で示し、丁数は「〇丁表」＝（〇オ）、「〇丁裏」＝（〇ウ）と示した。例：一丁表＝（1オ）

・本文に挿入すべき傍書は、本文に入れ込んだ。

・本文には適宜読点を付し、改行を行った。

・付箋は、「（付箋「付箋内の文字」）」と示した。

・虫損は□で示し、判読不能箇所を■で示した。抹消された文字は、左に〻を付して示した。誤記、意味不明な場合は、右に（　）を付して正字を示すか、（ママ）を付した。

一　『雨粟記』は、『目録』史料番号Ⅰ－一九。

二　「鷹見氏士族に復籍願」（明治三十一年〔一八九八〕十一月十四日、『目録』史料番号Ⅰ－一四－一及び『文献』一四－一号）

三　『神戸市史』別録一（神戸市役所、一九三七、初版一九二二）「近世人物列伝」、「鷹見保具六十賀和歌集写」（明和六年〔一七六九〕、『目録』史料番号Ⅰ－一七）。保具の和歌については、落合重信『神戸和歌史』（上崎書店、一九四二）に詳しい。

四　「安田正造氏所蔵文書」（『神戸市文献史料』五〔神戸市教育委員会、一九八三〕）二七七号「元禄五壬申年之岡会所に有之古帳写」中に引用された「延宝八申年南浜万覚帳」に、若干表現は異なるが同内容の記事がある。

五　「請取月牌之事」（天明五年〔一七八五〕四月二十二日〔建立〕、『目録』史料番号Ⅱ－三七－五）

六　『淮南子』（新釈漢文大系）

【翻刻】（付箋「雨粟記」、「十四」）（表紙）

中華の詩賦、印土の陀羅尼、大和歌、いつれも人の心をもとゝして作れる文の道こそたふとけれ、凡世にありあふ事の、よきをぬきあしきをもぬき、さゝれ石のいはほとなるよにもくちぬは、あやしきたからにもまさりたりけり、こゝに鷹見保具主多年敷島の道に心をよせ、人の交り広けれは、珍らかなる跡見つ聞てむも又おゝし、むかしの事」（1オ）

今の事迄もちくいち筆にしるすに、一小冊子となりけらし、上は天の下しろしめすより、下も賤山かつの俚言も残さすしるし、雨粟記となつけ侍り、巻のはしにふたつ三つ書そへよといふ、予ものまなはねは、ことつたなけれと、いなみかたくて南無

浪花隠士由有子書」

（1ウ）

雨粟記　　摂西兵庫鷹見謙斎誌

秋斎閑語

一日本ニテ大部ノ書ハ秘府略也、天長二年滋野貞主奉　勅、諸儒ト匡ニ撰ズル所千巻ト云、今ハ絶タリ

一日本ノ源氏物語ノルヒハ、中華ノ金瓶梅ト云書ニ似タルヨシ

牛馬問

一ウニコウルハ蛮語ナレバ文字ナシ、且亦ウニコウルトハ角ト云ㄱニテ、牛ノ角モ鹿ノ角モ皆ウニコウル也、今世上ニ価貴クモテハヤス物ハ、アノ方ニテエンホウルト云物也、ウニコウルハ角ノ」（2オ）

惣名也トシルベシ

一俗ニ蘭奢待ト云文字ニ東大寺ト云文字、則中ト冠トニ有ト云、蘭ノウチハ東ニアラズ、柬ノ字ナリ

一蘭奢待ノ本名ハ黄熟香ト云　内裏ニテハ白菊ト称ズ、歌ニ

タグヒアリトタレニカイワン末匂フ秋ヨリ後ノ白菊ノ花

亦細川家ニテハ初音　伊達家ニテハ柴船

秋斎閑語

一勅筆　勅書　詔書（チヤウシヨ）ハ大内記詔勅ヲ奉テ書ク也、天子之御筆ハ宸翰（シンカン）ト云　震ノ字ハアシヽ」

（2ウ）

慶長日記

一房州ニ異木アリ、初春ニ梅花ヲ開キ三月ニ至テ桜ノ花ヒラク、梅ハ八重、桜ハ一重也

俗諺志

一一花草ノコト、津国（能）張勢ノ郡宿野邑宿野権現ノ境内ニアリ、茎二三寸、葉ハ蔦ニ似タリ、小寒ニ葉生シ、立春ニ花タチマチ開ク、白梅ノゴトシ、一茎ニ一花ホコロブ、夏月ニ入テ朽枯ル也、地カワレバ生ゼズ、名ヅケテ一花草ト云也

貝原先生大和巡リニ出

一吉野ノ奥、音無河ト云ハ、清明ガ滝ノ流也、此河上半月ハ下流ニ水ナシ、下半月ハ上流ニ水ナシ、コレ奇異ノ事也」（3オ）

新著聞

一能登国鴉（カラス）島　酒屋与三兵衛家ノ棟札ニ、歌アリ

霜柱氷のたるき雪のけたする墨までも（下の七文字不見）

此手跡ハ、弘法大師真筆タルコトマギレナシ

右同

一信州高遠ノ藤澤作右衛門下人、冬ノ日薪ヲ切節木ノ中ニ郭公ノ死タルアリ、薬種ニナラント箱ニ入置シニ、フツト忘レ、翌三月末ニ箱ヲ開キミレハ、飛出テ去ヌ、サレバ古歌ニ

奥山の朽木にこもる郭公夏を待てやねには鳴らん

トヨミシハ、秋ヨリ春迄クチ木ニカクレ居カ、冥途ノ鳥トイヒシモ、蘇リ来ルニヤ」（3ウ）

一続日本記（紀）四　和銅四年之文ニ米六升銭一文トアリ、省（セヒヤク）百九十六文ニハ五石七斗六升也、銭ノ貴キ事限

リナシ

秋斎閒語

一室町殿日記曰

一中間衆之木綿三十五疋買取、御役船彦三に上せ申候、可有御請取候、こつま木綿は、今ほと一疋に付壱匁六分七厘の売買にて候、是もこつまにおとらぬ木綿にて候、壱匁三分つゝにて候間、其御心得可有之候

一御女房衆はした衆切米十二石売」（4オ）

払可申由、被仰越候、此比兵庫の売買、壱石に付六匁三分五分（ママ）のよし、すいたや新左衛門申候、其御心得可有之候

十二月二日　林甚五郎

岡村忠右衛門殿

佐野権助殿

飯尾五左衛門殿

右ハ天文九年ノ「、凡百年ホドハ高下ナシ、寛永ノコロヨリ木綿一疋六百文位、元禄ノコロ米一石代百目木綿一疋一貫一二百文、其後米七」（4ウ）

八十目少ツ、高下ニテ、ワヅカ時代ヲシウツリテカワリ来レル事也

牛馬閒

一政常ノ小刀ノ目利ハ、正銘ナルハ生鰯ノ上ニ置ニ、鰯ノ油シゼント小刀ノモトニワキ出ルヲ正トス

右同

一日本黄鸝（クワウリ）、黄鳥、鶯（アウ）ノコトキ文字、ウクヒスト訓ズル「、大ニ非也

右同

一楠ノ字クスノキト訓スル「非也、樟ノ字也、氏ノゴトキハイカン汪スル「ナシ、長谷川（ハセカハ）、長谷寺ナト、和訓、長谷ノ字ニハセノ訓ナシ、大和ノ初瀬ニ長谷寺（チウコクジ）有ルニヨツテ、人ミナ字音ヲイワズ、初瀬（ハセ）デラト通称セリ、土俗ノ言葉世々伝リタル也」（5オ）

右同

一古代ハ一国ヨリ一人ツ、采女ヲ内裏ヘ献シ也、仁明帝ノ前後ニハ小町ト召タル者六十四人アリ、此采女ヲ后町ノ中ニ置タマフニヨツテ、皆〻〻小町ト呼タル也、其人之宮仕ヲ止メテ古郷ニ帰ル、身マカリタル墓ハ大カタ小町塚ト云、美濃尾張ノ間ニサヘ二三ケ所アリ、ナベテノ小町ヲ一人ト思ヨリ紛タル説多シ、実方朝臣陸奥ニ下向ノトキ、ドクロノ目ノ穴ヨリ薄生出テ、秋風ノ吹ニツケテアナメ〻〻ノ歌ノ小町ハ、正澄カ娘トナリ

文屋康秀ガ三河掾ト成テ下リシ時、身ヲウキ草ノ根ヲタヘテサソフ水アラバトヨミシハ、高雄国分ガ娘ノ小町ナリ」（5ウ）

思ツ、ヌレバヤ人ノ見ヘツランノ歌　業平ノマヒノ袖ナド云シハ、出羽ノ郡司小野ノ良実カ娘ノ小町也

高野大師ノ逢タマフ、壮ナル時ハ嶠慢（驕慢）モツ汪甚シ、ヲトロフル日愁嘆猶深シト答シハ、常陸国玉造義景ガ娘也、一人ナラズヨツテ時代其外コトナル「ナシ、中ニモ良実ガ娘ノ小町ハ美人ニテ、和歌モスグレタレバ高名ナリ、ヨツテ一人ノヤウニ伝ヘ来ル也

右同

一源三位頼政ノ辞世、むもれ木の花咲こともなかりしの歌、俗ニ埋木ト心得朽タル木トスルハ誤なり、無花果（ムクワクワ）、和名ムモレギ、一名イチヂク、俗名トウガキト云也、此木花咲「ナシニ実ヲムスブ、其実秋ニ至リ腹（ハラ）サケテ」（6オ）

赤シ、ケダシ、此モノヲカルノミ

物茂卿ノ書ニアリ

一詩ハ、春風ノ吹来ツテウラ〻〻シク花咲テ、天ネント富貴ナルヤウ有之ヲ肝要トス

俗諺

一和歌ハイカニ読ベキヤト長能ニ能因ガ尋シニ、山ふかみ落てつもれる紅葉はのかはける上に時雨降也

カタノゴトクヨムベキト長能カ申シ也、長能ハ能因ガ和歌ノ相談相手ト也

大東世語

一藤悪相為家曰、作歌之心如過独木橋、方其撰思専不墜左右」（6ウ）

右同

一黄門藤為輔

曰。人故応如張設屏風小有屈曲、亦以此立。而自不失厳正若経欲方正則倒且不作事、人以為徳言

一黄石公圯橋所授子房ニ書ハ三略ニアラズ、素書也、物茂卿ノ注アリ

張天覚ガ了間スルニ三略ニアラズ、此素書ヲ、黄石公ガ張良ニサツケタルト也」

（7オ）

問語

一のら猫の歌　仲正歌

夫木集

まくすはら下はひありくのらねこのなつきかたきそいもかこゝろに

同

一樒原之歌　曽根好忠

方与集

あたこ山しきみか原に雪つもり花つむ人の跡たにもなし

同

一竹取物語　ウツホ物語　世継物語　弥世継物語

続世継物語大鏡ト云　増鏡　栄花物語

狭衣　水鏡　伊勢物語」（7ウ）

已上ヲ　十語ト云

徒然草　枕草紙　四季　御飾之記

御湯殿記

已上ヲ　五草ト云

十語五草トテ嫁入ノ具也、集棚ニカザル也、飾ヤウニ小笠原ノナラヒアル也

同

一鉄ヲヌク薬、権法散ト云妙薬アリ、鉄ノヌケザルニ用ユ、蟷螂ノ乾ヲ細末シテ、鉄ノヌケサル口へ少ヌレバ、鉄ノ頭少シ出ルヲ、釘貫ヲ以テヌク也、妙也、ウタガフベカラズ、コレ高坂弾正ノ家ノ秘法也」（8オ）

一延喜式ニ曰　天井ト　承塵ト　分テアリ

組タル木□天井　ナラベタル板ハ　承塵ナリ

世事談

一印籠ハ元来印判印肉ヲ入ル具也、薬ヲ入ルハ薬籠ト云、今箱ニヤロウ蓋ト云ハ、薬籠ノ蓋ヲウツス故也、近代薬ロウト印ロウト取チカヘタル也

同

一風呂敷之事　元ハ風呂場ニ敷テユカタ同前ノモノ也、今物ヲ包ヲ風ロシキト云、ヨツテ風呂場ニ用ユルヲ、湯風呂敷ト云也

同

一西瓜　寛永ノコロ琉球ヨリ薩州ニワタル、嘉慶ノコロ渡ルトモ云　中絶カ」（8ウ）

同

一甘藷　元録ノコロ琉球ヨリ薩州ヘ渡ル

同

一南瓜　元和ノコロワタル、京ニハ延宝ノコロヨリ種ヲウユル

同

一鉄砲　弘治元年、南蛮ヨリ氏宇志倶智ト云人琉球ヘ渡リ鳥嘴銃ヲ造ルヿヲ教ユル、琉球ヨリ薩州種子ケ島ニワタル、同年三月京ニ入リ、義輝公ヘ献ズ、尤術ヲ伝フ、佐々木義秀ニ命シテ、江州国友村ニ住サセラル、則百貫ノ地ヲタマフ今ノ百石ナリ、泉州堺芝辻清右衛門入道妙西術ヲエテ功手也、朝鮮ヘハ日本ヨリ渡ス、朝鮮ノ柳相国ガ

徴忠(愍)録ニ曰」（9オ）

日本天正十八年三月、対馬太守ヨリ孔雀ト鳥嘴銃(テツホウ)ヲ送ラル、、吾国ニテツホウ有ハ、此時ヨリ始ルト記セリ

世事談

一挟箱(ハサミバコ)　信長公ノ時ヨリ始ル、昔ハ挟竹トテ竹ヲ割テ衣類ヲハサミコレヲ用ユ、挟竹ノカワリナレバ、則ハサミバコト云　対挟箱ヲ行列ニ立ルハ　秀吉公ノ時布施久内始ル

右同

一月代ヲ剃事、鎌倉北条ノ執権ノ比(ヒロカ)云(ヒロカ)、信長公ノ時剃刀ハ始ルト云、北条時代ハ髪ヲ抜シ也、信長公ノ時ヨリ、世上一トウニ月代ヲソル「トナリヌ

後小松院道成寺の記にありとなむ

一まなこの庄司か娘の歌に安珍かへし」（9ウ）

むすめ十三歳のとき

前のよの契りのほとをみくまの〻神のしるへもなとなかるへき

安珍かへし

みくまの〻神のしるへときくからに猶行すゑのたのもしきかな

牛馬問

一源九郎義経吉野ヲ逃レシ時、名ヲ義行ト号セリ、鎌倉ヨリ尋求ルト云(ヒロカ)、行方ヲシラス、時ニ大夫入道申テ曰、義行ハ其訓ヨクユク也、ヨクカクル、義也、ユヘニ今ニ不知、同音ヲハヾカルベシト申、其ノチ」（10オ）

鎌倉ヨリ義顕(アキラ)ト呼セケル、依テ義経

義行　義顕　一人ノ名也

一甲斐信玄之歌

人ハ城人ハ石垣人ハ堀ナサケハミカタ敵(アタハ)　敵ナリ

牛馬問

一宗祇、石山にまうて、蛍を見て

うきくさに火を埋たるほたるかな

童子側に有て曰死ほたるなるやといふ、宗祇おどろきて」（10ウ）

池水に火をうつなみのほたるかな

此童子イカナルモノゾ

右同

一信州碓水ニテ、作者不詳

八万三千八(やまみちは)　三六九三三四四(さむくさひしし)　一八二(ひとつやに)

四五十二四六(よごとにしろく)　百四億四百(もゝよをくしも)

二三四之歌　定家卿

たなはしのみしかきほとそしられけり

駒のあしなみ二三四

一車屋道説堺ノ人金春大夫弟子トナリテ、音曲ノ達人也」（11オ）

一喜多長能ハ、堺桜町ニ居住ス、所伝ニ云、長能(ナガヨシ)字ハ七大夫、父ハ医師願慶家ニ武勇ノホマレアリ、則堺ノ津勘大夫ニ習始テ、踏舞ノ妙ヲ得タリ、是則今ノ喜多七大夫始祖也

新著聞集

一熊坂長範、盗賊ノタメ高野山ニ登リケルニ、思ノ外ニ菩提心オコリ、後世ノシルシニトテ、向歯一枚打カキ、骨堂ニナゲ入テ一首ヲ詠

高野山嶺ノあらしははげしくてと此歯は残れ跡のかたみに

井蛙抄

一千載集ノコロ、西行ハ東国ニ有ケルガ、勅撰アリト聞テ、上洛シ侍リケル道ニテ、登蓮法師ニ逢ケリ、勅撰ノ」（11ウ）

事ヲ尋ケルニ、ハヤ披露シテケリ、御歌モアマタ入タリト申ケリ、嶋タツ沢ノ秋ノタ暮ト云歌入タリヤト問フ、見ヘサリシト登蓮答シカバ、見テ要ナキ集(シウ)ト申、亦吾妻ヘ下リシトナン

逢坂山マテ来リ直ニ東国ヘ下リシト云

右同

一家隆ハ、遠(寂)蓮カ聟也、相具シテ大夫入道和歌門弟ニナリキ、禅門曰、此仁未来ノ歌仙タリ、見参ノ度ニ難儀ナト云ヲ問ズ。イツモ歌ヨムベキ。マサシキ心ハイカニト侍ルベキソト云ヲ問

和歌作法抄

一和歌会ニ用ヒル□　文台ハ　一尺五寸ニ二尺五寸ノヨシ。短尺ニ古歌ヲ書テ送ラハ　返歌ニ新歌ヲ書ヘカラズ、同シク返歌ニモ相応シタル古歌カクベシ」（12オ）

一貞徳ノ曰、富士ノ雪、近年ノ連歌ニ常ノコトク消ルヲ春トシ、初雪ヲ冬トスルハアヤマリ也、誹諧ニハ雑也、初雪モキユルモトモニ夏也、宗祇、宗長モ雑ニセラレシハ也。定家、家隆ノ時代ハ、万葉ノ歌用ラレズト見ヘタリ、赤人、田子浦ニノ歌ヲ、新古今冬ノ部ニ入ラレタリ

万葉集ノ三

富士の根に降つむ雪は水無月の望の日きえて其夜ふりけり

此歌虚言ニスベキ道理ナシ

一雪カ曰、梵灯庵ノ袖下抄ニ曰、富士ノ雪ハ雑也、亦、兼載式ノ百四十六首ノ中ニ

四方山の雪は冬にて不二の根に降は雑とそしるへかりける」（12ウ）

亦新撰菟波集夏ノ部ニ宗祇法師

年ヲヘテハ山サヘ高クナリヤセンケヌカ上ナル富士ノ初雪

此集ハ、後柏原院御宇、宗祇法師、詔アリテ撰シラレタリ　紹巴、昌叱ナトノ、新古今ヲ見アヤマリタル也

世事談

一茶之湯　茶礼ハ　東山義政公ニハジマル、此礼ハ貴賤ノヘタテ武士モ無力ニテ、ヒザヲ交ヘ信ヲ語リ、誠ノ和也、茶ハ禅家隠遁ノ体ヲ摸シ、質素閑静ヲ学ヒタルモノ也、ヨツテ宗匠タル人ヲ和尚ト云

右同

一先生　先生ハ徳歯アツテ人ノ師タルヲ」（13オ）

云、師ハ父兄ノゴトシ、故ニ先ニ生ル、ト云、物習フ人ヲ弟子ト云、依テ弟子ト云也

俗諺志ニ出ス

一津国有馬郡名塩邑ノ谷川ニ魚アリ、カタチ鮠ニ似テ、白キ筋糸縞ノコトシ、ヒレヲウゴカセバ、金銀魚ノ光リ有　縞魚ト云

牛馬問

一鍛冶十一月八日、稲荷ヲ祭ル事ハ、ムカシ三条小鍛冶宗近剣キヲ造ルニ、稲荷山ノ。ネバ土ヲ取テ刀ヲヤクニ、最スクレタリシユヘ、此埴ヲトルノ神恩ヲ謝スル為、此神ヲ祭ル、時々」（13ウ）

イナリ山ヘマウデタリシ其遺風也、俗説ノゴトク、狐ノ合鎚ニテ刀ヲ造リシ事、タヘテフケヒノ妄言也

右同

一鼠栗来新左衛門ト云シハ、泉州堺ノ鞘師也、車口（付箋「軽口ナラン」）頓作ノ名人ニテ、常々秀吉公ノ御伽ニ出ケル、或時御前ヘ走リ出テ、只今不思儀ナル事ヲ見ル、御門前ニテ故瓜ガ真桑瓜ヲ喰申ソロト申、亦例ノ空言ナリト御笑有シニ、此「サラ〻偽ナラズ、早〻〻余人ヲツカワサレ、実否ヲ聞シ召サレ候ヘト申ニヨツテ、人ヲシテ見セシメタマフヘバ、薪売ガ真桑瓜ヲ喰テ居タリシト也、是時ノ一興ニハナルベケレ「モ、カヤウノ希有ノ雑談ハ不吉ノ兆」（14オ）

ナリ、国君ノ耳ヲ。オドロカス「、人臣ノ慎ムベキ事也

慶長日記

一此ゴロタバコト云物、時行南蛮ヨリ渡ルト有、コレ本朝ニテ、タバコノ名目書ニ載ノ始リナルベシ、唐土ニテモ、明ノ万暦ノコロヨリ始リ、崇禎年ノ間甚シカリケレハ、禁セシ事アリキ、其後マス〻盛也、一名淡芭孤。亦淡婆姑トモ書。一名返魂草。一名澹不帰。一名煙花。一名煙草。一名想思草。一名淡肉果。細ク切タルヲ金糸煙。亦返魂煙ト云、朝鮮人ハ緑南草。亦ハ南霊草ト云、コノモノ南蛮」（14ウ）

国ヨリ出ツ、淡婆姑ハ南蛮国ノ人ノ名也、此女痰ヲ患ルコ久シ、此草ヲ服シテ治ス、故ニ名トス　結髪居別集ニツマビラカ也

一つれ〳〵草を兼好自編のやうに思ふ人多し、然らす、是は兼好かわらは、命松丸といひしもの、後に今川了俊に仕へたり、了俊、或時命松丸に、兼好か歌なと残る物も有かと問れしに、多くは庵のかべをはられてさふらふ、こゝにも候へとも、記念に重宝いたし申候と語けれは、尋させよとて、吉田の感神院へは」（15オ）

命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは、伊与太郎光貞ヲつかはし尋しに、歌は伊賀の草庵にて、漸五十枚ばかり集ぬ、今の徒然草は、吉田にて多くは壁にはられ、又は経巻なとをうつせしものゝ裏なとに、書捨有しをとりて来りぬ、それを了俊、命松なとゝ取揃、亦命松か許に有しをも集め、一冊草子二冊とはせり、此とき題号なきゆへ、発端（ホッタン）の文字をとりて、徒然草と題せるは、今川了俊にてそ有し」（15ウ）

新井白蛾曰、徒然草ハ雑説集ナレバ、誤事モアリ、亦取ニ不足説モアリ、然るに近代モテハヤシ、牽強附会ノ理クツヲ催シ、コトゝゝシク註解ヲ書編シ、我不劣ト桜木ニ彫コソオカシケレ、兼好聖人ニモアラズ、一言一句何ノ事々来歴ヲ踏テ味ヒ深長ナラン、唯偶然トシテ似タルモノ有ノミ

牛馬問

一神祖（家康公）、遠州高天神ノ城ヲ責タマフ時、打死ノ者（遊）亡首実検アソバシケル中ニ、年ノコロ十六バカリナル首ノ、ウス仮粧（ケシヤウ）ニカネ黒ク、長ナル髪ヲ結タレバ、サラニ男女ノシヤベチ知ザリシ、神祖仰ケルハ」（16オ）

眼ヲ明テ見ヨ、瞳（ヒトミ）ヲカヘシテ眶（マブタ）ノ中ヘ入テ、白眼バカリ見ヘタルニ於テハ女也、瞳アキラカニ見ヘナハ男ナルベシト、御教ニ任テ眼ヲ開キ見ルニ、瞳ノアキラカニ見ヘケレバ、男ニゾ定リ、亦其後相シレタルニ、栗田刑部カテウアヒノ小姓ニ、時田鶴千代ト云シ、筋目モヨロシキモノニテ有ケルト也、誠ニ可恐〳〵〳〵

一日本ニテ、女ノ歯ヲ染ル事ハ、必ス婚礼定リテノ事也、黒キ色ハ変（ヘン）ゼサル故ニ、夫婦ノ間モカワルマジキトノ儀也、上代ニハ武人モ歯ヲ染シ也、忠臣二君ニ仕ヘズト云心也

彝用（イヨウ）集ニ見ヘタリ」

（16ウ）

一為明卿御詠草

おもひきや我敷島の道ならてうきよのことをとはるましとは

是ハ京（ヘ）六波羅ニテ被詠候旨、太平記ニ具ニアリ

右河州壺井八幡神社宝蔵ニ納ル

一太閤秀吉公北野大茶之湯ノ道具品々

右同社ニ納メアルトナン

一おなし文字のなき歌とてよみ侍ける

二条太皇大后大弐

あふことよいまはかきりとの旅なれや行末しらてむねそもえける」（17オ）

一経盛卿の福原の山庄にて寄松恋といふことを

平忠度朝臣

新勅撰恋三三入

たのめみつゝ日数つもりのうらみてもまつより外（ゑ）になくさめそなき

一吉野　実城寺ハ蔵王堂ヨリイヌイノ方三町ホトニアリ　寺領三百石　里民ハ御屋舗ト云

後醍醐天王　村上天王、二帝五十六年皇居ノ地也

一夷（エビ）人ハ、松前ノ城主ヲカモイトノト云　日本人ヲシヤムト云、夷人日本ノ船ニ乗ヲリザル時〇、ヲマンヤカタト云バ、コトゴトク船ヨリヲリケルトナン　越前ノ人ノ物語也」（17ウ）

秋斎閑語

一芦手書といふことあり、源氏物語、大和物語な

とにあして歌絵とありて、歌の心を半分は絵に書、半分は文字にかく、たとへは。梅の枝をかき、仮名にて袖と書、袖を一つ絵に書、ふれし匂ひと字にかき。又春やむかしのと字に書、月を絵に書。とはゝやと字にてかく、かやうのるひを云也、逍遥院どの五月雨の記にも、香包は必あして書にすへしとかゝれたり

一体用ノ事諷ト云バ、体ニテウコカズ　ウタフト云ト用ニテウゴク」（18オ）

一貞享二年六月二十七日、豊後国佐伯ノ海ニ光リ有ニヨツテ、浦人水中ヲサグリ求メテ、一尺七寸ノ仏像ヲエタリ、其セナカニ銘アリ

銘曰

明万暦丁酉二十五年季夏吉日庭

塔本里参政王叔果同妻陳氏項師

古今采雅抄ニ出

一ヤマブキハ酴醾也、款冬アヤマリ也、本草ニ款冬ハ蕗也、朗詠ニ、款冬誤綻暮春風清慎公酴醾ヲアヤマツテイウヤ」（18ウ）

一以レ徳勝ツ人ニ者ハ昌サカフ　以レ力ヲ勝レ人ニ者ハ亡フ

一林道春ハ、京都酢屋亦三郎トイウ人也

一唐崎ノ松、枯ナントセシニ、勅使ニ行タマヒテ

中院通茂公

からさきの名をもおしまは此松のふたゝひ青き

みとりともかな

一伊豆国加茂郡河内山堂ニ、頼政、蒲前（アヤメノ）ト二人ノ木像アリ　蒲前此所ニ引籠リ、行ヒケルトナン」（19オ）

奥州壺之石文之写

去京一千五百里

去蝦夷国界一百二十里

多賀城　去常陸国界四百十二里

去下野国界二百七十四里

去靺鞨国界三千里

西　此城神亀（キ）元年歳次甲子按察使兼

鎮守将軍従四位上勲四等大野朝臣

東人之所置也天平宝字六年歳」（19ウ）

次壬寅参議東海山節（ママ）度使　四（ママ）

位上仁部省卿兼按察使鎮守

将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也

天平宝字六年十二月一日

秀吉公御茶道具之目録

一青楓　一長そろり　一にたり　一鏑（カフラ）なし

一鐘之絵　一内赤盆　一七ツ台　一尼崎台

一白天目　一紹鴎天目　一荒身茶杓　一芋頭

一珠徳茶杓　一象牙茶杓　一ほうろく釜

一瓢箪」（20オ）

一紹鴎茄　一そろり花入　一かね蓋置

一杓立桃尻　一縁桶　一御釜こあられ　一朝山

一紹鴎こぼし　一五徳蓋置　一備前筒花入

一四十石　一井戸茶碗　一せんかう香炉

一新田肩衝　一乙御前　一志賀　一めんはく（四方盆唐）

一胡桃口茶杓立（メ）　一かめ蓋　翻　一かねの水箱

一やせかけの天目　一折ため茶杓　一虚堂墨跡

一細鎖

利休道具

一烏丸香炉　一ならしは　一雁之絵　一尻ぶくら

一捨子葉茶壷　一せめひも釜　一銅之鎖

一ぬり天目」（20ウ）

一高麗茶碗　一竹の蓋置　一折ため茶杓

一蛸壺水翻

宗及道具

一尼子天目　一なてしこ　一初花　一枯木

一入道蛛釜　一高麗茶碗　一折ため茶杓

一竹之蓋置

宗久道具

一月之絵　一松花葉茶壷　一しき肩衝

一祖母口釜　一ときん茶碗　一竹ふた置

一三島茶碗　一折ため茶杓

世事談
一苗字（メウジ）　室町殿時代始ル、ソレマデハ住所、或ハ領地ノ所ヲサシテ云　親子ニカワリアル也」（21オ）

右同
一一里塚　正親町院天正年中　信長公時代始ル、地ノ三十六禽ヲ表シテ、三十六丁ヲ一里トス、尤諸国ニツカシム大昔ハ六丁一里也、鎌倉ノ七里ガ浜ハ四十二丁アリ
一山崎宗鑑ハ妙喜庵ニ住（義尚公侍童也、俗名志那弥二郎範永ト云）西三条実隆公御句
宗鑑が姿を見れは餓鬼つばた
のまんとすれと　夏の沢水　宗鑑
蛇に追れていつちかへるらん　宗長」（21ウ）
一釈ノ温故（ヲンコ）ハ堺北材木町ニ居ス、所伝ニ云日蓮宗ノ僧、妙国寺境内ニ住侶ス、中将某ノ達人ニテ高名ナリケレハ、於　禁裏賜ニ法橋ヲ一、世ニ名人ノホマレアリ

夜之聖ニ出
一ト部之書ニ、神代ノ文字一万五千六百七十九字アリト伝ヘケレト、残レルハワヅカニ十八字、ソレサヘ梵字カンジノタグヒナリ、
天武帝十一年三月、境部連石積等ニ命シテ、新字一部四十巻ヲツクル、コレミナ漢字ニナソラヘタル和字ナリ、或ハ榊磨杜（モリ）柏嘸椛（サツナギ）杣」（22オ）
一安芸国厳島奥院弥山（ミセン）鐘ノ銘之写
伊都岐島
奉施入　建立聖人永意
水精寺
治承元年丁酉二月日右大将平宗盛施主

世事談
一茶湯（チヤトウ）之事　仏ニ茶ヲ供ズルヲ茶湯ト云テ一物トス、元来二物ニシテ、茶ハ茶ナリ、湯ハ蜜湯ノ「也、別也、蜜湯米湯」（22ウ）
砂糖湯ト云
一後醍醐天王御宇製
（大僧正准大納言ニ）（正僧正准中納言）（権僧正准参議ニ）（法印准少将ニ）
（法眼准侍従ニ）（法橋准五位諸大夫ニ）（凡僧准平侍ニ）

骨董録ニ出（コツトウ）
一天正十六年　新タニ大判小判ヲ造ル
一慶長四年　一分判ヲ造ル」（23オ）
一同六年　大判小判一分判丁銀豆板等ヲ改製
一津国河部郡山本邑ニ、木継大夫ト云者アリ、諸木ヲ継ニ妙術ヲ得タリ、　秀吉公大坂ニ召テ、木ヲ継ガシム、竹木一枝ニ交継ト云ヘ氏、枝葉栄ヘヅト云「ナシ
秀吉公感ジタマヒ、木継大夫ト呼シム

宝歴雑記
一国之名六ケ国入句
越後屋か甲斐隠岐駿河丹後志摩」（23ウ）

新著聞集
一日向国八幡ト云所ノ八幡社ニ釈帝石トテ、竪三丈横六七丈ノ大石アリ、上ヨリ下マテ七八分破レアリ、朝日サシ入時見レバ文字アリ
昔有ニ霊鷲山ニ説ニ妙法華ヲ一今在ニ正宮裏ニ一顕ニ大菩薩ト一世談ニハ、昔在トイヒシカ氏、彼石ニハ昔在有トアリ
日向国ノ人ノ物語ニハ、今ハ大隅国トナリケルト也、今ハ文字明ラカニ不見、石上ニ社建テ神体トスルト也」（25オ）
一雨ヲ焼ト云題ニテ和歌ヲ乞ケレバ
宗祇法師
ほろ〳〵と落る木の葉は時雨にて雨を焼なり山陰の庵
一小町か歌之事
雲のうへはありしむかしにかはらねとみし玉たれのうちそゆかしき
此歌小町か歌と謡に作入たれとも、範成民部

卿の歌と、愚問賢注六窓抄にあり」

（25ウ）

一長命之歌

長いきは麁■（菓カ）小食朝起てひるはうごひてよるはひとりね

一京都島原遊君作詩歌曰

仏弘法僧斯説俗我売身人祐〻

月影はよな〳〵水にうつれともすかたもぬれすけかれをもせす

一兼好古跡津国東生郡阿部野村ニアリ、兼好コ、ニ仮居シテ民家ニ交リ遊ンテ、賤ガ手業ヲナラヒ、筵ヲ打テ楽トスル事、シバラ」（25オ）

ラク（ママ）アリト伝語セリ

春台先生独語ニ出

一和歌も、古の人は皆実意にてよめる、後世は題を設てよむ故に、おほく虚偽の詞なり

しら〳〵ししらけたる夜の月影に雪ふみわけて梅の花をる

かやうの歌こそいとおもしろけれ、実境に対してよめる歌は、みなかくのことく僅にとなへ出せは、すなはち其時の事想像せらる、和歌の妙也、天地をうこかし鬼神を感せしむる事、此境に有、今の歌はしからす」（25ウ）

此歌ハ四条大納言公任卿中将タリシ時ノ歌也

一烏丸光広卿手尓遠葉之伝

山居　細川三斎御詠歌

〰庵ちかみ松吹あらし鳥の声都にかはるもにぬ山のおくかな

〰庵ちかみ松吹のあらしも鳥の声ねも都にかはる山のおくかな

新著聞

一兵庫湊川広厳寺ニテ、貞享二年十月、壮夫自殺ス、カタワラニ金千匹香奠ト書付」

（26オ）

扇ニノセヲク、亦一対アリ、披キ見レハ、野夫ガ遺骸コノ故院ニ葬ナハ、多生ノ鴻恩ナリ、方丈ニ呈ス

詩歌アリ

昔日義将戦死阡（センノチマタ）　芳名推塚（タヒチヨフリタリ）旧二湊川一（推カ）

誰知月下默然ノ意　霜葉随レ風松籠レ煙

露霜の白きをおのか心にて今朝紅（くれな）ひに染るもみし葉

守護ノ尼崎江訴シニ、検使来テ葬礼ヲ行、此人ハ長国　毛利家ノ臣下、鳥沢丹助ト云シカ、意白ト改名アリテ来リシ也、舎兄黒沢七郎兵衛方ヨリ、月ヲヘテ使者方丈へ来リシ也」（26ウ）

新著聞集

一一条兼良公十二歳ニテ元服アリシニ、誰トモ知ス怪シキ声ニテ、申ノ刻ノ元服カ

猿ノカシラニエボシキセケリ

ト聞ヘシカハ　良公ヤカテ

元服ハ未ノ時ノカタムキテ

一一休和尚作ト云

吊人丸

元来歌道変化人身若非菩薩鬼身神

至今明石浦朝霧有島有船無其人」

（27オ）

一志賀山越今ハ山中越ト云　山中村アリ　一条殿ノ御家領ト云

一武者小路実陰公御詠歌

題ノの字

カタカナノノノ字ノナリニ似タモノハ笹ノ葉ノ絵ノ墨ノ一筆

一烏丸光栄公御詠歌

題のノ字

まろきのののの字のなりの世中の人の心のまろきのそなき」（28ウ）

一正徳五未十一月十四日江戸御城ニテ　安井仙角

先本因坊道知五目勝

レノ四　ニ三　ハ十六　ヨ十七　ホ十七　ヨ三

ハ五　ハ八　チ三　ホ四　ル三　レ十六　タ三

ヨ四　タ六　ヲ五　タ八　レ十一　ニ六　ハ四
ホ八　ヘ五　ハ九　ロ九　ニ九　ハ十　ロ八ロ七
ロ十　イ八　ハ十一　ロ十ノ五　ニ十　リ十七
ツ三　カ五　ル十七　ト十七　ル十五　ホ十八
ニ十八　ヘ十八　レ十三　ヨ十一　ヨ十三
タ十四　タ十三　レ九　レ八　タ九　ヨ八
ワ十一　ヨ十五　ワ十七　ワ十四　ヨ二　レ二
ヌ五　ヌ四　リ五　ト二　レ十四　ヨ十三
ソ十三　ソ十二　ソ十四　レ十二　ル十一ル十三
ワ八　タ九　タ十　ヲ十　ヲ十一」（28オ）

ワ九　ヲ九　ヲ八　ル九　ワ七　ワ十　ヲ十
ヲ十　ヲ十一　カ八　ヲ四　リ十四　ト十五
ニ十五　チ十三　リ十三　チ十二　ヌ十一
ホ十三　ハ十三　チ十　リ十一　チ十一　ヌ九
ル八　ヌ十七　ヲ十八　リ十六　チ十六　ト十六
ホ二　ヘ三　ヘ二　ヲ三　ヲ二　ワ二　ル二
ニ七　ホ七　ホ六　ヘ六　ホ五　ハ二　ニ二
ニ一　ロ二　カ二　ニ十九　ハ十八　チ十五
リ十五　リ九　ソ八　ル十八　ロ壱　ハ三　ハ壱
ホ壱　ヘ壱　イ二　ワ四　ワ五　ル七　ヌ八
ヌ十　ル十　ホ十二　ヘ十二　ホ十一　ニ十三
ニ十二　リ四　リ三　ツ八　ツ七　ツ九　ソ六
ソ十一　ル六　ル五　ニ十四　ヘ十三　ハ十九
レ壱　ソ壱　タ壱　ソ二
ホ十六　ニ十七　ト六　ヘ七　カ十六　ヲ十六

ワ十五　ヲ十四　ツワ十四（付箋「ワ十三」）
ヲ十三　カ十三　ワ十六」（28ウ）

カ十五　カ十四　タ五　レ五　ツ十二　ヌ十八
ヌ十九　ニ八　ハ七　ト七　ト五　ヘ十七　ヘ九
ホ十九　ト十九　チ十七　チ十八　ヘ十一　ヘ十
ト九　タ十五　ヨ十二　ヨ六　カ六　カ七
ヌ十二　リ十二　ル十二　ヌ十三　ル四　ヌ三
ヲ十三　イ十　イ九　レ十五　ソ十五　タ十六
タ十七　タ十二　タ十一　ト十四　チ十四
ヘ十四　ト十三　カ十　カ十一　カ九　ト三
チ四　ト四　ナ九　終　二百三十一手

和歌作法ト云書ニアリ

一短尺ニ古歌ヲ書テ送ラハ、返歌ニ新ラシキ歌書ヘカラス、同シク返歌ニモ相応シタル古歌書ベシ」（29オ）

幽斎口儀

一人丸　定家　実隆　此衆時代カワレ　迚風体ミナ同シ

一武者小路実陰公江、アタゴノ大善院なりけり、のとまりかやふにてはいかゝと尋ありしに、公の答にとまるなり、そこの歌にてはとまらぬと仰有、其歌

いにしへも今もかはらて人の親の子を思ふみち
にまよふなりけり

一奉納法楽ノ「、奉納ハ和歌ヲ納ムレハ、社内ノ文庫ニ納テ一向拝見セズ、歌ハ写ニテ拝見スル、サテ法楽ハ神前ニテヨミ上、アトハ神主方ニ置ナリ迚」（29ウ）

亦ハ取カヘリナリ迚

右

冷泉為村卿之仰ヲウケタマワル

一貝原先生之伝

七味香煎法

一秋米（タヒトフ）　炒（イル）　四十目　一大茴香（ウイキヤウ）　炒（イル）　八文目
一橘波（キツピ）　白ミヲサリイル　八文目　一薏苡仁（ヨクヒニン）　イル　八文目
一肉桂　火ヲ忌　弐文目　一胡椒（コシヤウ）　火ヲイム　一文目
一山椒（シヤウ）　白ミヲ去　五文目
一湖月（コゲツ）抄トヨムヘカラズ　湖月（コゲツ）抄トヨムベシ」（30オ）

南領子ニ出

一御当代ハ新拾遺集ノ風ヲ用ヒタマフ、古代撰集ノ時モ、歌スグレタリト云迚、当時ノ風ニアハザレバ不入、古歌ニテモ風ニ叶ヒハ、入ラレシト也

一桜町院御即位之節

大賞会国郡卜定　二月二十八日巳時
行事所始　九月二日　巳時
右御始定

大賞会検使(校)」（30ウ）

西三条大納言公福卿

万里小路中納言植房卿

中山中納言栄親卿

行事弁

悠記(ユキ)コレハ右稲御供米ノコト　葉室左少弁頼要朝臣

主基(スキ)右局　烏丸左少弁清胤朝臣

御奉行　庭田頭中将重熙朝臣

伝奏　園前大納言基香卿」（31オ）

御供田両所

禁裏御料

丹波国桑田郡　鳥居村

右九月四日見分

鈴木小右衛門支配所

近江国志賀郡　松木村

右九月二日見分

三反歩縄張

御取次衆　土山駿河守　吉田家ヨリ　鈴鹿右近

修理職　高島宇太輔　同　内膳」

（31ウ）

国郡卜定　八月二十八日昼

亀卜之事

是ハ二十八日、庭上ニテ亀ノ甲

三ツ焼、右両村ニ定ル

玩貨多物ニ出

一公儀御物

俊成卿定家両筆　定家卿懐紙

もゝしきの色紙　きよのり両筆

古ひたしき　一休一行もの

東野州宗祇両筆　一休布袋画賛」（32オ）

御掛物

後鳥羽院御自画賛　三幅一対

烏丸光広卿裏書ニテ

小堀遠州表具

御歌書

俊成卿巻物　新勅撰定家卿筆　家隆卿百首

伊勢物語定家卿筆　あせう集定家宸筆両筆

長秋詠草定家卿　ひとん集定家卿

忠則百首　此百首のをくに、旅宿花之歌はり有之候」（32ウ）

一育王徳光禅師金渡シ之墨跡

此事ハ平家物語出タリ、小松内大臣殿

育王山江金ヲ渡サルヽ、其返簡也

細川丹後殿所持

一俊成定家両筆水戸家御所持

九品和歌之内下品上生

一定家卿懐紙　京誓願寺内

竹林院

九品和歌之内ト云

一家隆卿懐紙　京

糸屋良亭所持」（33オ）

定家卿小倉色紙

人丸

一あしひきの　近衛殿御所持

壬生出覚

一恋すてふ　尾州殿

菅家

一此たひは　紀州殿

定家

一こぬ人を　同

好忠

一ゆらのとを　水戸殿

恵慶法師

一八重むくら　松平肥前殿

行平

一立わかれ　本願寺

忠岑

一有明の　松平陸奥殿

貞信公

一小くら山　井伊掃部殿」（33ウ）

崇徳院

一瀬をはやみ　松平阿波殿

陽成院
一つくはねの　松平土佐殿
権中納言敦忠
一あひみての　南部山城殿
俊恵法師
一夜もすから　酒井宮内殿
後徳大寺左大臣
一ほとゝきす　酒井河内殿
小式部
一大江山　土井遠江殿
実方
一かくとたに　板倉主水殿
俊頼
一うかりける　柳生十兵衛殿
式子内親王
一玉のをよ　岡田将監殿」（34オ）

右近
一わすらるゝ　成瀬集人（ママ）
藤原興風
一たれをかも　犬千代殿内
本多安房
平兼盛
一しのふれと　奥村河内
和泉式部
一あらさらん　池田出雲殿
（ママ）
一あはれとも　本田内記殿
後鳥羽院
一人もおし　昌程
俊成
一世の中に　はいや
三郎右衛門
義孝
一君かため　京万野
源兵衛
伊勢大夫（ママ）
一いにしへの　同
後藤庄三郎」
（34ウ）

万治庚子四月乙亥
右名貨記小堀遠州目録之写ト申
骨董録ニ出　白石先生著
一阿蘭陀　七州アリ日本ヨリ一万三千里ホト
セヒラント　クルウネケウ　イタラキト
ケルトルラント　フリイラント
ラウコルイセト
ヲランダ　七州任商船来ル
新著聞集
一信州上田ト云駅ニ田中ト云郷アリ、西行法師託（タク）
鉢（ハツ）シタモフニ、髪ウルハシキ女鉢米ヲマヒラセ
ケレバ、サテモカミヨキ鉢ノ米カナ」（35オ）
ト西行クチズサミタマフニ　女ノ答
カミヨクバ仏ヲステ、禰宜ニナレ
田中ノ米ノカミニメグレバ
一寛延三年三月二十八日入定
行年六十三
高野山行人派之寺　法師宗真
墓所ハ御廟之前本多家墓ニナラブ
右ハ摩耶山本光院隆弁僧物語
元文ノ比
一日本ト清朝人数之事
日本当代人数凡二千四百万人トカヤ」
（35ウ）

清朝当代人数凡六千二百万人トカヤ
同
一日本国惣城数之事
凡百十六ケ城在之
一盗賊張本日本左衛門京都獄屋ニテ作ル
俳諧本句　同人俳名　竹洞
くちおしやわれに梅とふ人もなし
一定家卿製作無レ紛（マヽ）レ
詠歌大概　百人一首　雨中吟　未来記　毎月
抄」（36オ）

一往古堺東高須傾城町ニ、仏ト云遊君アリ、顔美心バヘ吝(ヤサ)シク、詠二和歌一ヲ常ニ楽器ヲモテアソブ、一日彼(カレ)ト交ル人、天女ノ影向シテ歓喜ノ心、極楽世界モ斯ヤラント、世ニ仏トヨビケリ、自カラ悪之身ノ拙サ其名モ恐アリトテ、地獄トゾ改名シ、専ラ仏道ニ志ス

一休和尚尋寄テ

聞ショリ見テヲソロシキ地獄哉(トアリケレバ)

往来ル人モ落ザラメヤハト連ネタリ」

（36ウ）

一通茂曰、地下ノ歌多クハ意念ヨリ詠出スル故、道ニ不叶、惣シテ歌ハ情ヨリ読出ス、歌道ノ正体也　法皇御遷徙之時

池水久澄　後西院御製

いくちよとたえぬ流をせき入て行末遠くすめる池水

同題ニテ　飛鳥井

雅直

行末のたえぬ流をせき入ていくちよ遠くすめる池水

法皇勅曰、同シ事ナガラ、雅直意念ノ上ニテ是ニテヨキト思フテ置ユヘ、歌ヲトレリ、意念トハ初一念也、此初一念ヲハナレテ、ヨク〳〵思案スベシ」（37オ）

一　周椿句ニ

匂ヒヲモ色ニトラレシ紅葉哉

西三条実隆公此句ヲ御添削

匂フトモ色ニトラレン紅葉哉

旅窓寸志ニ出

一ヱンシウ行灯　小堀遠州ノ御好ト云ヒ御好ニアラズ、伏見西岸寺ノ寺主任口伝ノ物ズキ也、連歌誹諧ノ達人ナリ

新著聞集

一木村長門守、討死前日風呂ニ入髪ヲ洗、伽羅ヲタカセ、江口ノ曲、紅花ノ春ノ朝ト謡ヒヨネンナク、小鼓ヲウチ、次日討死ス」（37ウ）

此伽ラハ秀頼公ヨリ拝領蘭奢待ト云前日髪ヲ(ス)ニ香ヲ焼シ女ハ、江戸ニテ木原意運トイウ外科ノ伯母ニテ、老後マテ語リシト也

一伊勢山田相之山ニ、常妙寺ト云天台宗ノ寺アリ、此寺ニ吉田兼好法師ラク書アリ、ムカシハ腰板ニテアリシヲ、今ハ天井ニアリトナン

ラク書ノ句

出生死娑婆入

涅盤

専念之定趣

大楽大財　吉田興禅山下野僧

常能堅固　一七箇(日)月参籠」（38オ）

一恋ニアラネ氏恋ノ部ニ入和歌

拾遺和歌集十五

恋五ノ巻頭

善祐法師なかされて侍けるとき

母のいひつかはしける

なく涙世はみな海となりならむおなしなぎさに流よるへく

一　悪鬼入其身　日蓮上人之歌

心とはよこしまに降雨はあらし風こそ夜の窓はうつ也

観自性妄想　寂蓮法師之歌

そむきても猶うきものは世なりけり身をはなれたる心ならねは」（38ウ）

一柏手　文

ツ、シンテコヒフタ、ヒヌカツキ奉ル

謹請再拝

高天原仁神(タカマカハラニカミト)留(マリマス)座我皇孫尊於(アガスベミマフノミコトヲ)

以(モツテモロ〳〵ノ)諸(カミタチヲ)、神達於(カミツトヒニ)集(ツトヒカミ)仁(ハカリニ)集神(ハカリ)議仁(ハカリコトヨサシタマヒテアレラガアヤマリヲシケム)

議事依志給天我等加誤犯(ツミトガヲハラヒノケテワサハヒヤミイノチヲノヘシメ)

罪科(於波)払退天災息命(於延志女)

賜恵止畏々申(タマヘトヲソレカシコミモウシテモウス)天(志)申須

京朝日宮増穂大和守伝

清輔園義抄

一海手古良(師氏大納言良)曲晴陰(一条摂政集)　廬主(増基撰)」（39オ）

春台先生独語ニ見

一漢土ニテハ、南北朝ノコロヨリ茶ヲノム「始レリ、唐ノ代ニ至テ世ニ盛ニ行ハル、盧仝陸羽甚是ヲ好メリ、盧仝ハ茶ノ歌ヲ作リ、陸羽ハ茶経ヲアラハセリ、其時茶ハ、或ハ熱湯ニ瀹シ、或ハ煎、或ハ細抹トナスヲ抹茶ト云、熱湯ニ点シテ飲、コレ今ノ茶人ノ用フル茶也、或ハ細末ノ茶ヲ丸トナスヲ団茶ト云、コレモ熱湯ニ点シテ飲ム、点茶ニハ茶筅ヲ用ル「、今ノ人ノスルワザノ如シ、陸羽等カ茶ヲ煎シ、或ハ瀹スニハ水ヲ撰事、甚シ祥ナルコトハ茶経ニ見ヘタリ、陸羽等カ茶ヲモテアソビシアリサマ、今ノ世ノ茶人ニ似タリ、陸羽カ同時ニ、常伯熊トイフ人モ、茶ヲ嗜テ、茶ノ道ニ精シカリケリ、李季卿ト云」（39ウ）

人丞相李適之カ子ニテ、其身御史大夫タリ、天子ノ使ヲウケ、江南ノ方ニ往キ、臨懐県ト云所ノ旅館ニ着シニ、或人常伯熊カ茶ノ道ニ達セル事ヲ云シカバ、ヤカテ伯熊ヲ旅館ニ請シテ、茶ヲ行ハセケリ、其時伯熊黄ナル衣ニ黒キ帽子ヲ着、手ニ茶器ヲ持、口ニ茶ノ名ヲトナヘ、ネンコロニ用意シテ、法ノコトク茶ヲ煎ズ、側ニテ見ルモノ目ヲノゴヒテ、奇異ノ思ヲナセリ、茶煮タレバ、季卿二盃スヽリテヤミヌ、夫ヨリ江外トイフ所ニ至リテ、亦陸羽ヲ請シテ茶ヲ行ハセケルニ、陸羽野服ヲ着テ、茶具ヲ先ニ立テ往ケル、其法コト〳〵ク伯熊ニ同シ、季卿茶ヲハ飲ケレ圧、此人ノシワザヲ見テ、イヤシキ事ト思ヒケレハ、従者ニ命シテ銭三十文」（40オ）

ヲ陸羽ニアタヘシム、陸羽大ニハヂクヤミテ、コレヨリ茶ヲモテアソブ事ヲヤメテ、散茶論ヲ著シケリトカヤ

一書籍之説

旧事本記（紀カ）　十巻　聖徳太子ト馬子ノ撰　草稿也

古事紀（記）　三巻　太安麿（フトノヤスマロ）朝臣撰

右両書ハ神代ヨリ推古天皇ノ時マテヲ記ス

日本書紀　三十巻　帝王至図　一巻

是ハ一品舎人親王之撰、元正天皇之勅ヲ受テ撰、日本書紀ハ」（40ウ）

勅題ノ書ノ始也　天地開闢ヨリ神道王道神胤帝統掌ヲサスガゴトク記タマフ

続日本紀　四十巻　菅野朝臣真道　右大臣藤原継縄　撰

桓武天皇之勅ヲ請テ、文武天皇ヨリ桓武天皇マテノ事ヲ記ス

日本後紀　四十巻　左大臣緒嗣等撰

桓武天皇延暦十一年ヨリ、淳和天皇天長十年マテノ記録也

イツノコロヨリカ欠巻出来テ全カラス

近年垂加翁ノ門人、梨木三位祐之日本逸史ヲ撰、欠タルヲ補フ」（41オ）

続日本後紀　二十巻　太政大臣藤原良房公奉二勅一撰レ之

天長十年ヨリ仁明天皇嘉祥三年マテノ記録也

文徳天皇実録　十巻　右大臣藤原基経公奉二勅一撰レ之

嘉祥三年ヨリ文徳天皇之天安二年マテ記録也

三代実録　五十巻　左大臣時平公奉二勅一撰レ之

天安二年ヨリ光孝天皇仁和三年マテノ記録也」（41ウ）

日本記ヨリ是マテヲ日本之六正史ト云

世事談

一瀬戸物之事　尾州瀬戸ニ陶家盛ニ作ル依テ、焼物ヲ以テ瀬戸物ト云　焼物ノ惣名トナレリ

右同

一奈良風呂　南都ノ宗善ト云者作ル也、黒赤二品也土風呂也　亦知牟加羅ト云アリ、琉球ヨリ渡ル、コレ亦珍トス、今琉球風呂ト云モノカ

新著聞集

一南部信濃守殿国ヨリ石力雲蔵トテ、身ノ長ケ七尺五寸、杉台右衛門トテ、身ノ長三尺一寸アル男ヲ連タマヒシ、雲蔵ガ右ノ袖口ヨリ、台右衛

門(甸)入左ノ方ヘヌケ出ル、誠ニ遇不及ト云ベシ」

（42オ）

右同

一山崎宗鑑ハ、近江源氏ニテ、佐々木ノ一族、志那弥三郎範重ト云シ人也、尼崎ニ閑居セラレシカ後ニ、山崎ニ住タモフ、庵ノ額ニ曰

上客立帰　中客日帰　下客泊リカケ

ト有シト也

一日本諸宗寺数

天台宗千八百二十寺　禅宗壱万七百寺

真言宗一万千八ケ寺　法相宗千三百五ケ寺」

（42ウ）

律宗九千百ケ寺　浄土宗十四万二千ケ寺

法花宗八万三千二十ケ寺　遊行宗六万七千六ケ寺

大念仏千五百十ケ寺　西本願寺四万五千十八ケ寺

東本願寺八万百二十ケ寺　高田宗七千五百二十ケ寺

仏光寺八千五百二十ケ寺

惣寺数合四十五万九千四十四ケ寺

一霊元院御製ノヨシ赤子ヲアイスルヿヲ

はえはたてたてはあゆめとおもふにそをのかよはひのほとを忘れて」（43オ）

一後水尾院之御製といふ

皆人はうへに目かつきよこにゆくあしまのかにのあはれ世中

一霊元院扇ニ書セタマフ御製

手にふるとこゝろゆるすな扇にもうらおもてある今の世中

一同帝、武者小路実陰ヲ被召　勅曰、古歌ニハ、梅桜風体同ヤウニ侍ル心持アルベキヿナラントテ、御製ヲ拝吟被仰付也　題梅

かぢけたる冬木の梅のいつくより春やかよひて咲る一枝」（43ウ）

一後土御門院ヨリ、勅筆ニテ、契恋ト云題ヲ下サレ、詠出アリシトナン

東山殿

慈昭院義政公御詠歌

契恋

なをさりに人の契りし言の葉をまことになしていかゝたのまむ

一雪機和尚之事

雪機和尚ハ能書也、学於文徴明之筆意ヲ、授関防印、伝於雪山、印所与霊山道人伝於広沢　江戸御先手細井次郎大夫

右見指徴字様」（44オ）

雪機伝不詳　費隠和尚ヨリ黄檗隠元和尚東渡之使僧雪機来朝トアリ

右木庵禅師録年譜ニアリ

一黄檗山世代

元　隠元隆琦禅師　二　木庵性瑫禅師

三　慧林性機禅師　四　独湛性瑩禅師

五　高泉道敦禅師　六　千呆道侫禅師

七　悦山道宗禅師　八　悦峰道章禅師

九　霊源元脈禅師　十　旭如元昉禅師」

（44ウ）

十一　独文浄炳禅師　十二　呆堂浄昶禅師

十三　竺庵浄印禅師　十四　龍統元棟禅師

十五　大鵬如鯤禅師　十六　百痴元拙禅師

十七　祖眼元明禅師　再十八　大鵬如鯤禅師

十九　伯珣衍浩禅師

一和歌ニ君トヨムヿ、近世天子ニカギルトナン、古代ハサニアラズ

一和歌終ノ七文字ノ留ノ。ツ、。カナ留ハテニハ、第一ノ伝授也、伝授ナクバ不可読ト也」

（45オ）

一朝鮮人来朝之年号并大坂入之月日

寛永十三丙子年　十一月三日

明暦元乙未年　九月十二日

天和二壬戌年　八月五日

正徳元辛卯年　九月十六日

享保四己亥年　九月四日

延享五辰年　四月二十日

宝暦十四（申）年　正月二十一日」（45ウ）

○延享五年朝鮮人来朝之節

一正使通政大夫吏曹参議知製□叙啓禧

一副使通訓大夫弘文館典翰南泰耆

一従事官通訓大夫館（校カ）挾理曹命采

上々官　子淳朴倉（ママ）知

李深玄倉（ママ）知

大年洪倉（ママ）知

一上々官　三員　一上判事　三員　一書記　三員

一製述官　一員（学士ニテ真文役）　次上判事　二員

一良医　一員　一押物判事　四員　進物等荷物預リ

一写字官　二員　能書」

（46オ）

一医員　二員　一画員　一員　絵師

一正使軍官　七員　一従事軍官　三員

一別破陣　二人（鞍馬預リ）　一馬上才　二人（曲馬無盟）

一理馬　一人（天人預リ）　一伴倘　三人（三使添ノ後身近キ人）

一騎船将　三人（三艘ノ船頭）

已上　上々官ヨリ五十二員

一都訓導　三人　軍器預リ　一卜船将　三人（荷物船舟頭）

一礼草直　進物宰領　一廳直　三人　掃除役

一盤瀝（艦カ）直（三使道具才料）　一小通事　十人

一小童　十六人」（46ウ）

冒董録ニ出

日本国王之事

一異朝ノ書ニ、日本国王ノ事、鎌倉ノ頼朝ヲ以、国王ノ始トシテ、京都代々ノ公方皆日本国王トシルス、其中ニ、鹿苑院ノ公方ハ、正シク明（ミン）ノ太宗ノ時、日本国王ニ封セラレシ、薨逝ノ後ニ恭献王ト云諡ヲモ賜フ也

当時南朝ノ君臣此事ヲ論シテ、日本ハ小国ト云ヒ開闢以来異朝ノ爵ヲ受シコトナシ、義満ガ時ニヲヨヒテ、異朝ノ爵ヲ受臣ト称スルヿハ、日本ノハヂ也トノタマヒシヨシ記シタルモノアリ、誠ニコトハリ也ト申ベシ

其後亦明（ミン）ノ神宗ノ時、豊臣秀吉ヲ以テ日本国王ト封セ（ム）セラレシヲ、我モトヨリ日本国王タリ、異朝封ヲ受ベキニアラズトテ、其使ヲ押返シタ」

（47オ）

マフ、此時ニ東照宮ヲ右都督ニ拝セラル、冠服マテツカワサレキ、秀吉其封ヲ退ケタマヒシ事、誠ニ日本ノ面ヲコシト申ベシ

朝鮮ノ書ニ記セシ所モ、異朝ノ書ニ同シ、但シ其国王、我国王ニ贈レル書ニ、日本国王ト記シ来リシハ、秀吉ノ時ヲ始トスベキ

一関東下向ノ折秀歌ノヨシ

園基任卿

ふしの根は雲のいつことしら雪の

ふりさけみれは天のはらなる

一風早従二位実積卿仰ニハ、古代ハ詠草ニハスイバラト云紙ヲ用タリ、今ノ奉書ノ地ノ荒キモノ也」（47ウ）

孫子曰

一始計篇

一兵ハ国ノ大事、死生之地存亡ノ道、不ヿ可ヿ不ヿ察也

右同

一兵ハ者詭ー道也　物茂卿著国字解注

総ノ合戦ノ道ハ詭道也、詭道トハ詭ハイツワリ圧アヤシトモタカフ圧ヨム、是ハ唐ノ文字ニ倭国ノ詞ヲ付ニ文字ノ訓ヲ定ルニ、一言ニテハ字意取ラレヌニヨツテ、一字ニ二ツ三ツ字訓アリ、ヨノツネ詭道ト云ハ、イツワリト云訓バカリニ泥ミテ、合戦ト云ヘハ、トカク表裏タバカリヲ軍ノ本意ヲト定ルハ僻ヿ也、アヤシトハ敵ヨリアヤシミ、何圧合点ノユカヌ（ム）也、タガフトヨム時ハ詩経ノ詭隨孟子ノ詭遇ナドノ詭ノ字之」

（48オ）

意ニテ、正シキ定格ヲ守ラヌヿ也、故ニ兵ハ詭道也ト云ハ、軍ノ道ハトカク手前ヲ敵ニ知ラレズ見スカサレヌヤウニノ、千変万化定リタルヿナキヲ、軍ノ道トスル也、サレバ敵ヨリハ是ヲタバカルト思フユヘ、イツワリ圧訓スルナリ、易ノ師ノ卦ニ聖人ノ兵法ヲ明シ玉ヘリ、師ノ卦ハ外ハ坤ノ卦ニテ内坎ノ卦也、坤ハ至静ヲアラハシ、

坎ハ至険ヲアラハス、至テ静ニ〻動カス、声声モナク臭
モナキ中ニハカリ知ラレス犯シサハラレヌ物アル、是軍
ノ本体ニ〻、八陣ノ根元也、孫子ガ兵者詭道也ト云ヲモ、
コヽニ本ツキテ、是ヲ伺ハヽ其妙処ニイタルベシ」
（48ウ）

一三社託宣

八幡大明神　他乃国与利吾国
他乃人与利吾人
天照太神　日月雖レ照二六合一於
実照二正直乃頭一於
春日大明神　蒼生乃無レ善則ハ
吾以レ善「施二蒼生一
京朝日宮増穂大和守一見済

一百拙老師の示にあつかり、愚眼をひらきしに、
さとる心をよめと師の申せしに、かく

烏丸光栄

さとるよりさとるさとりのあらされは
なにといふへき言の葉もなし」（49オ）

一桜町院　百拙和尚江御法問之翌日
御製二首

たちさらて心はかりを住かへよ
うきよのほかに山のあるかは
さま〳〵にかたちをなすを見るもたゝ
あとなきものよ浮雲の空

一文撰東方朔　答容難中古詩

家語

水至清則無魚　人至察則無徒」（49ウ）

一勅書写　随心院御門跡尭厳
九条家相続被　仰下付

勅書

勅奮レ庸淫レ載メヲ、聖謨之所ノ欽重ヒ二慎ミ終ヲ追レ
遠ヲ、旧典之所ノ二率ヒ由ル、誠ニ惟ミレハ藤氏世居シ二
朝右ニ、恒荒ニ二サルハ機務ヲ、万邦ノ兆民緊レ頼ル百
姓群僚之長、治古草創延至レ于今、未タ嘗テ
絶レ祀ヲ何如ンソ不レ吊セラレ仍シキリニ受ケ二子姓一、畢自リ二
宸裁ヲ二詢ヒ二咨ハカリ有位ニ、特勅ニ故関白左大臣藤原
朝臣輔実之子名ハ尭」（50オ）

厳ニ、今停二其前大僧正法印位一ヲ、令メレ復本宗
纘ソカ中厥ノ令緒ヲ、爾シヲ尚ク永ク克ク乃チノ家ヲ、遵ヘ二
王之路ニ、期夫ノ若キ呂ト望ノ藩一屏シ周家ヲ、
魏カ徴匡中輔スルカ唐室ツヽメヤ上ヲ哉懋レ諸ヲ毋レ怠タルコ云レ爾
寛保三年五月九日
随心院ハ小野ト云
前大僧正尭厳改テ
九条尚実公ト云」（50ウ）

一宝暦九年　丹州播州村々ニ、閏七月晦日ヲ歳暮、
八朔ヲ元朝トシテ、正月ノ儀式ヲナス、門松尻
目縄雑煮トウ万事正月ニタガフコナシ、如此セ
ザレバ凶事アルト云ニ、仍テ聞伝ヘ、次第ニ近
邑カタノゴトシ、当国ニ渡リ丹山田ヨリ有馬当
兵庫津ニ至ル、当津ハ八月十五日ヲ除夜トシ、
十六日ヲ元朝トシテ家別カタノゴトシ

享保十八年改

一大坂三郷惣町数　合六百四町」（51オ）

同年改

一大坂三郷惣町家数合壱万八千百六軒

六波羅太政入道持経者千人あつめ、津の国輪田
と申所にて供養侍ける、やかて其ついてに万
灯会しけり、夜更るまゝに、灯の消けるをおの
〳〵とほしつきてけるを見て

西行法師

消ぬへき法の光りのとほし火をかゝくるわたの
御崎なりけり」（51ウ）

山家集

一大将軍家重公　重硯一面
禁中江献シタマフ則和歌御会アリシトナン

一公宴御会始
万民祝　冷泉為村卿
寛嘉奈類御宇柔和喜磐敷民多

賀楽能富累方国農千歳与呂津代
　ゆたかなる御代ににきはふみたからのとめる
　を国のちとせ万代　此通りよみし也」
（52オ）

一被任権僧正之口宣　宣旨之写
　口宣案　巻候裏ノ上に書付有
上卿源大納言
宝暦七年十一月二十五日　宣旨
大僧都即応
宜令任権僧正
　蔵人頭右近衛権中将藤原愛親奉
右ハ薄墨之紙上卿ハ庭田大納言重熙　蔵人ハ
中山」（52ウ）

宣旨写
　大僧都即応
左少弁藤原朝臣俊臣伝宣
権大納言源朝臣重熙宣奉
勅件人宜任権僧正者
宝暦七年十一月廿五日修理東大寺大仏長官主殿
頭兼左大史算博士小槻宿禰（花押）
　右ダンシ二枚カサネ
　左少弁ハ中御門　左大史ハ壬生官務
　権大納言ハ庭田」（53オ）

一風早従二位実積卿小町ガ歌ノテニハヲ以テ
　狂歌
はなのなりはひしやけにけりな板のまにうつぶ
けに伏ひるねせしまに
一烏丸光胤卿のもとへ
　筑前少将継高朝臣
したふとも都の風をうつしえぬわか言の葉は霜
の下草
　御かへし　光胤卿
みとりそふ春もあるとはおもはすやあはれいつ
まて霜の下草」（53ウ）

　死生　譚子
一虚化神〻化気〻化血〻化形〻化嬰〻化童〻化少
〻化壮〻化老〻化死〻復化為虚〻復化為神〻復
化為気〻復化為物化化不間不得不生万物非欲死
不得不死達此理者虚而乳之神可以不化形可以不
生者乎
一為相卿之歌玉葉集雑之五に有
これのみそ人の国よりつたはらて神代をうけし
敷島の道」（54オ）

一宝鏡寺之宮御所望にて
　蓋置之上に柄杓掛たる絵に
　賛
　白隠和尚
　寒ノネツノ地獄ニカヤウ茶柄杓モコヽロナケ
　レバクルシミモナシ
一図書集成　有二一万巻一第三十七図書集勘ニ
朕姓ハ源日本義経之裔也、其氏清和ナル
故ニ名テ国ヲ曰レ清ト
　大清乾隆皇帝著述也ト云」
（54ウ）

一補任袈裟之事
　満栄房
　右彼袈裟所令　補任
　仍将如件
　年号月日
（花押）　法印孝慶
（花押）　法印賢静
（花押）　法印度海
右大峰ニ登山ノ人奥院三夜宿ス」（55オ）

則奥之院ニテウケルフニント云ハ袈裟ノ免
状カ　包紙ノ上ニ　通　ト云書付アリ

和漢茶誌
一白炭　本国之俗曰炭、或ハ云フ枝炭ト、出ル於
泉州香ノ滝ヨリ者其製精シ、出ル丹州ヨリ者ハ其品粗也、
雑木ノ梢或ハ根或節桂枝松竹ノ実葉以テ所ノ新ニ
伐ル者ヲ為レ之此其要也、全書ニ曰能通レ飈起レ燼
ヲ　昔日所ノ用ル者多ハ躑躅山茶也、今時不レ用レ

之ヲ」（55ウ）

一烏丸光広卿撰職人三十六歌仙之内

扇屋

とりかはすこなたかなたの年玉も

手玉もゆらに打扇かな

此歌光広卿歌也、古来ヨリ年始進物ニ、扇子ヲトリヤリセシユヘ年玉（トシ）ト云カ、今ハ扇子ニカキラズトシダマト云也」（56オ）

長州江戸詰十沢田孫七殿聞書

一天明四辰年四月ノコト、江戸アタゴノシタニテ、飢死ノ人壱人、年ゴロ五十余人相イヤシカラヌヨシ、フトコロニ辞世アリ、左ノ通ノヨシ

一朝覚夢古郷思

嬉しさもうさもつらさもうちわすれくもなき国のはなの台に」（56ウ）

南物咨所古記

一輪田崎明神、延宝八申年七月廿四日、御正体出現、長サ五寸計ヘひ、松ノ枝ニ御座候を、宮守蓮照同日申上刻ニ見付団差出、明神ならは御乗移候へと申処、御移候処、又近キ松ノ根ノ根笹へ移候故、能福寺へ知らせ候処、法印他出、吉祥坊見候、両人けさ差出候処、御移蓮照居宅へ入ヌ、松ノ枝ニ候を、和田崎町十右衛門と申もの参候而、扇子差出、御移候を蓮照居宅ニ而箱ニ入、蓮照、吉祥坊夜中付居候処、同夜亥刻、吉祥坊帰候後、廿五日朝箱ひらき見候処、無御座候、尤能福寺法印見候而之事、右之趣御陣屋へ届、名主へも届候、其後御陣屋ゟ名主被召候而、例年和田宮祭礼之節、御湯上ケ候様承候処、当年ハ其儀無之由、御湯上ケ候様被仰付候ニ而、相談之上ニて能福寺ゟ上ケ申候、神楽ハ南浜六町相談之上上ケ申候、神子伊賀と申也」（57オ）

同

一和田宮最初宮守林但土代真光寺客僧十四年住職二代蓮照三代理性坊

同

一延宝三年ヨリ能福寺別当ノ「青山家ヨリ被仰渡候、取次河野五郎右衛門殿ヨリ書状有

政談

御老中ニナレハ、関八州ノ内ヘ所替在ナキ「也、姫路兵庫淀郡山ナトハ、要抱ノ地ナリトテ、幼少ニテハ替ル「モ古キ格バカリヲ守リタルブンニテ、在ナキ「也、幼少ニテモ家老能シマリ武義ヲ忘レズンハ、所替サセズトモヨシ、成人ナレハトテ武義ノ心掛ウスキハ、何ノ■■エキモ有ルマジ」（57ウ）

○薩州ヨリ伊豆ノ鼻マテ二日ニハ来ルト云、殊ノ外秘ス「也

世事談

僧義堂之空花集ニ和■（レ）西瓜ヲ詩

西瓜今見生（ルヲ）東海ニ剖破（ホウハ）含玉露ノ濃（ナルヲ）

○八十三代土御門院御宇、栄西禅師宋ニ入リ、茶ノ種ヲエテ帰朝ス、明恵上人栂尾ニウユル、ヨツテ栂尾ヲ茶山ト称ス、植タル所ヲ深瀬ト云、今ニ存ス、作ルトコロノ茶ヲ宋ヘ渡ス宋人ノ詩ニ

幸ニ得ニ梅山信ニ嘗ニ日本茶ヲ

カクホウヒノ詩ヲコシタリ梅山ハ栂山ノ事」（58オ）

骨董録　白石先生著述

異国ノ書ニ、日本国王ノ事鎌倉頼朝ヲ以始トシテ、京都代々公方皆国王トシルス、其中義満ヲ明ノ太宗ノ時日本国王ニ封セラレシ、薨逝ノ後恭献王ト云諡ヲモ賜也

南朝ノ君臣此事ヲ論、日本小国ト云氏開闢以来異朝ノ爵ヲ受シコトナシ、義満カ時ニ及ヒテ異朝ノ臣ト称スル「、日本ノハヂトノタマヒシヨシ記シタル書アリ、誠ニコトハリナリト申ベキカ

其後亦明ノ神宗ノ時、豊臣秀吉ヲ以日本国王ト封セラレシヲ、我モトヨリ日本国王タリ、異朝

ノ封ヲ受ヘキニアラズトテ、其使ヲ押カヘシタモフト也、此時ニ、東照宮ヲ右都督ニ拝セラル、冠服マテツカワサレシ、秀吉其封爵ヲ退ケタマヒシ事マコトニ日本ノ」（58ウ）

面ヲコシト云ヘシ

朝鮮ノ書ニ記セシ所モ、異朝ノ書ニ同シ、但シ其国王我国王ニ贈レル書ニ、日本国王ト記シ来レルハ、秀吉ノ時ヲ始トス

右　筑後刺史荒井氏著述ニテ数篇アリ

宝永正徳之間書記」（59オ）

（59ウ～61ウ、墨付きなし）

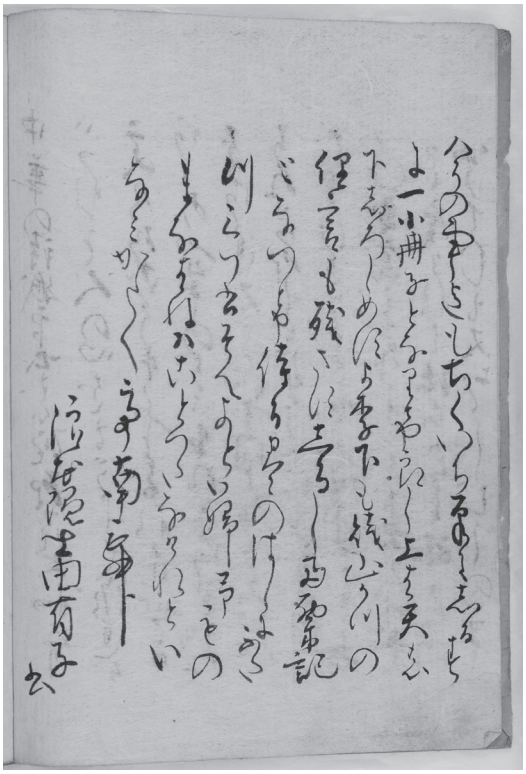

1ウ

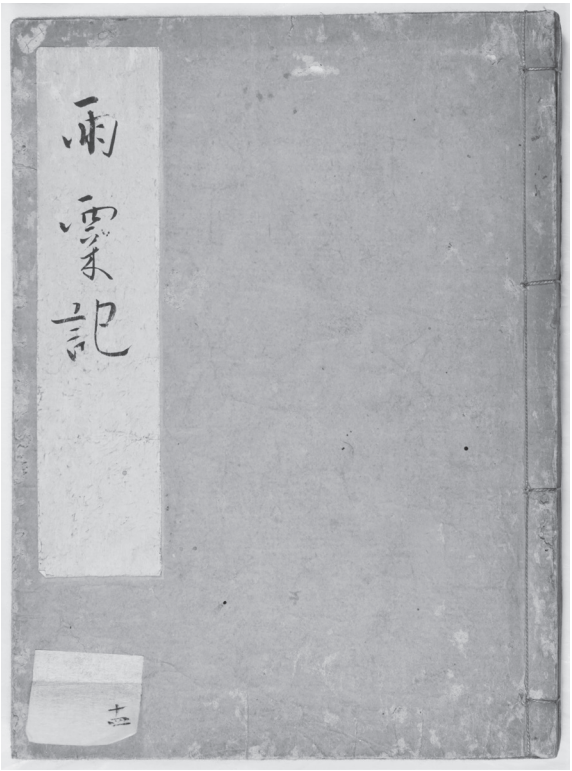

表紙

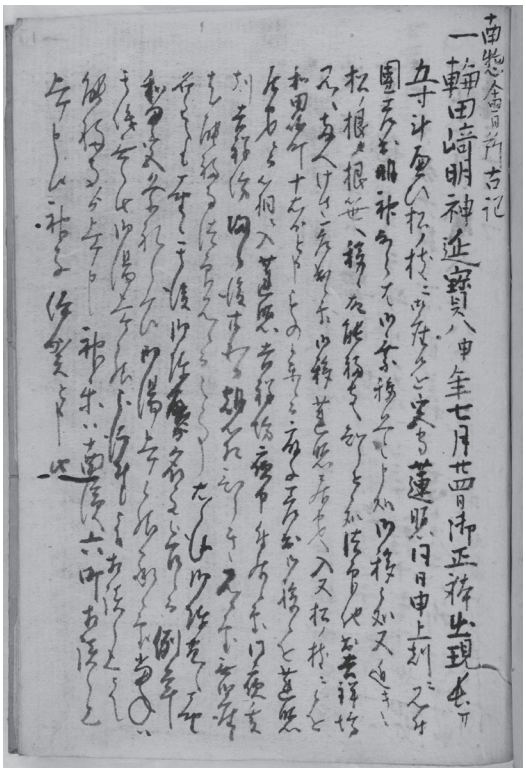

57オ

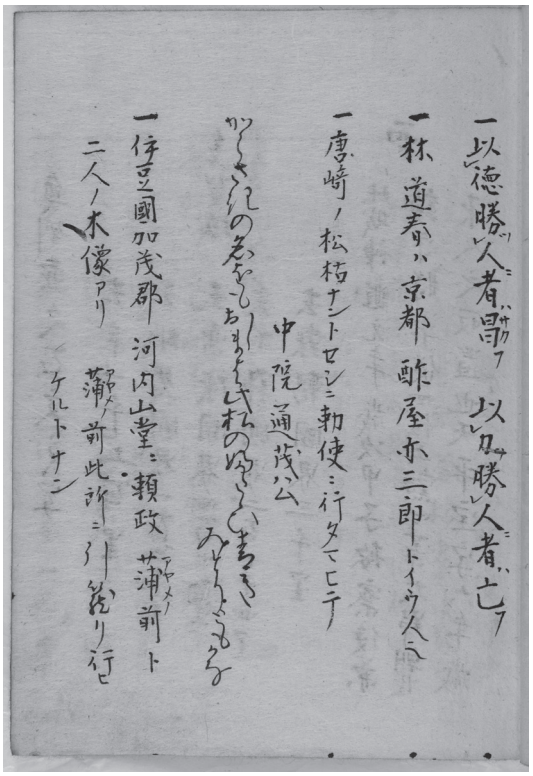

19オ